

基本目標3 食育推進体制の整備

基本的施策1 食育推進体制の整備

◆ 取組の背景

食育の推進にあたっては、子どもから高齢者までの生涯を通じた取組が重要です。

食育活動が市民によって積極的に拡大していくため、「食育」に関心のある市民が活躍するボランティア等の活動が重要となっています。

また、各区において食育ネットワーク等を活用し、地域の特性に合わせた食育活動を関係機関と連携し、地域の健康課題の解決等に向け取り組むことが重要です。

◆ 取組の方向性

- 食育活動が市民によって拡大していくよう、食育ボランティア、食育サポート企業の活動及び活動の支援
- 各区の食育推進ネットワーク等を活用し、食育の関係者の活動が促進されるよう支援
- 関係局と連携を図り、市民の食育を推進

【指標】

指 標	現状値	目標値
食育ボランティアの数	1,231人	1,500人
食育サポート企業等との取組	—	2,000件以上

◆ 主な取組

(1) 食育推進体制の整備

市民対象の食生活調査等により食生活の実態を把握し、食育推進事業等に活用します。

また、食育推進に関する会議等を開催し、食育推進のあり方について検討し、効果的な食育の推進に取り組めます。

主な取組	取組内容(担当部・課)	活動指標
食育推進に関する会議	食育推進に関する会議を開催し、食育推進のあり方について検討し、効果的な食育の推進を行います。 ● 保健福祉局保健所健康企画課	食育推進会議1回以上 R4:1回

主な取組	取組内容(担当部・課)	活動指標
	<p>食育推進合同会議を開催し、食育推進のあり方について検討し、効果的な食育の推進を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子ども未来局子育て支援部子育て支援課 	<p>食育推進合同会議2回 R4:2回</p>
	<p>区内の教育、保健・栄養、農業、消費者、食品産業などの関係機関・団体から成る食育推進ネットワークにより連携、協力して効果的な食育の推進を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 区保健福祉部健康・子ども課 	<p>食育推進ネットワークの活用(全区)</p>
<p>学校における栄養教諭等による食育の推進</p>	<p>学校では、栄養教諭が中核となって教職員と連携を図り、給食時間や各教科等と関連付けながら学校教育活動全体を通じて、栄養教諭等の専門性を活かし、食指導を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教育委員会生涯学習部保健給食課 ● 教育委員会学校教育部教育課程担当課 	<p>全小・中学校等 R4:全小中学校</p>
<p>特定(多数)給食施設研修会の開催</p>	<p>施設の栄養管理に対する給食運営の改善、給食担当者の栄養に関する知識の向上等のため、研修会を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保健福祉局保健所健康企画課 	<p>年1回以上 R4:1回</p>
<p>市民対象の栄養調査・食生活調査の実施</p>	<p>食生活調査を通じて、市民の食生活の実態を把握し、結果を市民の食育・健康づくりの推進に活用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保健福祉局保健所健康企画課 	<p>5年に1回 R4:1回</p>
<p>調理室等の情報提供</p>	<p>市民が集まり食育活動が行える調理室等の情報を整理し、情報提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保健福祉局保健所健康企画課 	<p>年1回以上更新 R4:1回</p>
<p>給食施設等での指導・支援</p>	<p>福祉施設、事業所・認可保育所・学校等の給食を通じて、利用者が適正体重となることやその維持ができるように、給食管理者に協力を求めながら指導・支援を行います。また、特定給食施設*指導等において、バランスのよい食事について情報提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保健福祉局保健所健康企画課 ● 子ども未来局子育て支援部子育て支援課 ● 教育委員会生涯学習部保健給食課 	<p>全施設で実施 R4:全施設で実施</p>

食育推進会議

札幌市食育推進会議は、札幌市食育推進会議条例により札幌市長の附属機関として設置されています。

委員は、食育に関する有識者委員と公募による市民委員で構成され、食の安全、健康、食教育などの「食育」について審議を行っています。



食育推進ネットワークによる取組

各区保健福祉部では、食育推進ネットワーク会議を設置し、区内の教育、保健・栄養、農業、食品産業などの関係機関・団体や食のボランティア団体である食生活改善推進員協議会などが、札幌市の「食」の課題等の情報を共有し、共に連携して札幌市食育推進計画を推進しています。



「各区食育ネットワーク」を基盤とした札幌市の食育推進体制



食育通信（食育だより）の発行

(2) 食育ボランティア等の活動及び活動の支援

食育を市民に適切に浸透させていくために、地域に根差した活動を行っているボランティア活動の活発化とその成果の向上に向けた環境の整備を図り、地域での食育推進の中核的役割を担うことができるよう活動を支援します。

また、望ましい食習慣や健康づくりの実践を促すために、食育活動を行う学生ボランティアの育成や食育活動の支援に取り組みます。

食品関連事業者等の食育関係者が自発的に行う活動が展開されるよう、関係者間の情報共有を促進するよう取り組みます。

主な取組	取組内容(担当部・課)	活動指標
食生活改善推進員の活動の理解促進と養成講座の募集強化	食生活改善推進員の食育活動を広く市民に周知するとともに、食生活改善推進員養成講座受講者数が増えるよう、保健所、保健センター主催の食育事業で周知します。 ● 保健福祉局保健所健康企画課 ● 区保健福祉部健康・子ども課	300回以上 R4:303回
食生活改善推進員協議会が進める食育事業	各区の食生活改善推進員が、地域において健康料理講習会を開催するなどの食育活動を推進します。 (親子料理教室、すこやか食育支援事業、食生活改善展を含む。) ● 保健福祉局保健所健康企画課 ● 区保健福祉部健康・子ども課	年200回以上 R4:140回
食生活改善推進員養成講座の開催	食育に関するボランティアを育成し、活動を支援します。 ● 保健福祉局保健所健康企画課 ● 区保健福祉部健康・子ども課	養成数の増加 R4:103人
食育学生ボランティア養成講座の開催		養成数の増加 R4:53人
食生活改善推進員協議会等の地区組織への支援		150回 R4:101回
食育学生ボランティアの活動支援		12回以上 R4:21回
食育サポート企業等登録	企業等の協力を得て、食育事業を進めます。 ● 保健福祉局保健所健康企画課 ● 区保健福祉部健康・子ども課	100者 R4:92者

食育ボランティア(札幌市食生活改善推進員)の養成講座、活動支援

健康の保持増進や生活習慣病予防のための食生活の実践や地産地消の推進など、地域で食生活改善の輪を広げる推進役となる人材を養成するため、「食生活改善推進員養成講座」を開催しています。講座受講後は各区食生活改善推進員協議会において、食を通じた健康づくりのボランティア活動を行っています。



講座の様子



広報さっぽろに掲載

食育学生ボランティアの育成

保健所では、管理栄養士・栄養士養成校の学生を対象に行う食育ボランティア養成講座を開催し、札幌市の食の課題を学び、食育のイベントなどにボランティアとして参加し、市民への啓発を行っています。

食育学生ボランティアがイベントのコーナーの企画や市民への説明などを行っています。



活動の様子



学生ボランティアが作成したリーフレット

(3) 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

デジタル技術を効果的に活用し、オンラインによる講演会等の開催やインターネット等により非接触型の取組を推進します。

主な取組	取組内容(担当部・課)	活動指標
食育情報の発信	さっぽろ子育て情報サイトを活用して、食育情報の発信を行います。 ● 子ども未来局子育て支援部子育て支援課	さっぽろ子育て情報サイト更新回数10回以上 R4:16回
食育活動の情報発信	企業等と連携し、ホームページやSNS、オンラインツールを活用して、健康的な食生活の実現や維持のための情報発信を行います。 ● 保健福祉局保健所健康企画課 ● 区保健福祉部健康・子ども課	投稿数200件以上 R4:206件

ホームページ(食育情報など)

札幌市公式ホームページ内に食育情報のページを設け、栄養・食育関連資料やレシピ等を掲載しております。

札幌市 食育情報 検索



オンライン食育講演会

市民の食育への関心を高め、健やかで心豊かな食生活の実現を目指し、実践しようとする市民を増やすことや「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進を目的として企業等と連携し、オンライン食育講演会を実施しています。



第5章 計画の推進

I 計画推進における役割

計画の推進は、市民一人ひとりが「食」に関心を持ち、積極的に「食育」を実践していくことが必要です。

食育の推進にあたっては、家庭、保育所、幼稚園、学校、職場、関係団体、企業、行政などが、それぞれの役割に応じて主体的に活動し、市民運動として取組を推進することが重要です。

【家庭の役割】

家庭は、食生活の基本の場であり、特に子どもたちが健全な食習慣を身につけ、心身ともに健やかに育っていく上で、大きな役割を担っています。

家族で楽しく食卓を囲むことを基本に、食に関する正しい知識を身につける、食の楽しさを実感するなど、日常生活の中で食育を実践していくことが大切です。

また、家族で「食」に関する体験活動などに参加して、「食」に対する関心や理解を深めることも必要です。

【学校などの役割】

保育所や幼稚園、学校等は、子どもの健全な食習慣の形成と豊かな人間性を育む上で、重要な役割を果たしています。

家庭や地域との連携を図りながら、関係者が様々な機会を活用して子どもが「食」の大切さや楽しみなどを実感できるよう、食育を計画的に推進することが大切です。

【地域・関係団体の役割】

地域において食育を推進するためには、家庭や学校等における取組のほか、保健・医療関係者、ボランティアなどによる幅広い活動が求められています。

食育に関し専門的な知識を有する管理栄養士や専門調理師等は、地域と連携を図りながら、食生活の改善を推進することが大切です。

消費者団体や、すでに積極的に食育活動を進めている食生活改善推進員協議会をはじめとした食生活改善団体、NPO法人などのボランティア団体は、食育の推進に自主的に取り組むとともに、行政が実施する食育に関する施策や活動に協力することが期待されます。

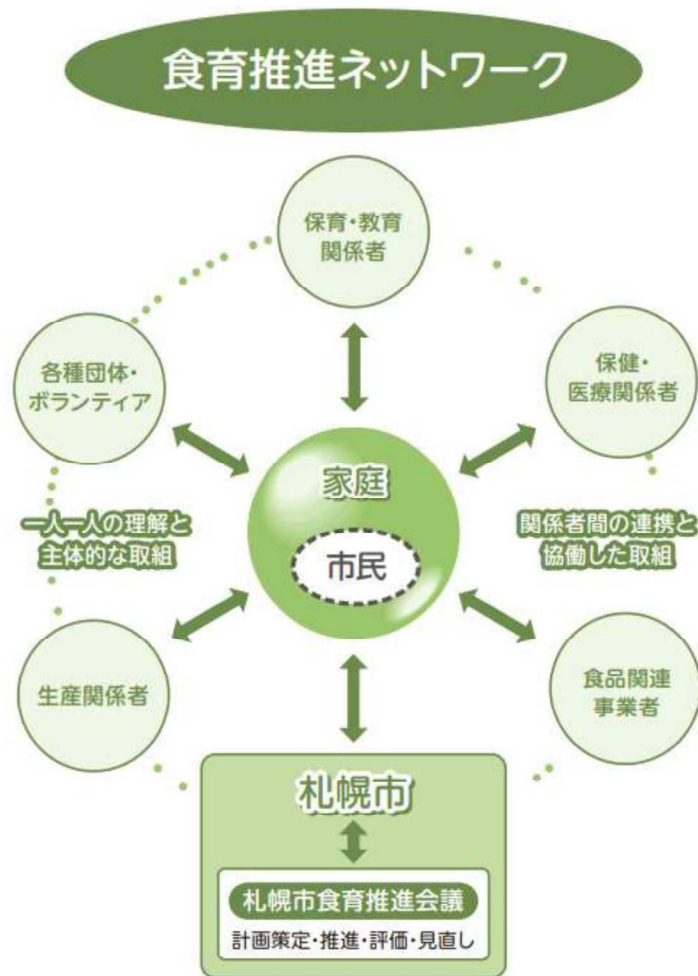
【事業者(企業等)の役割】

生産に係る事業者は、食料生産に関する消費者の理解を促進すること、また、食品の製造、流通、販売に係る事業者などは、消費者に対し様々な体験活動の機会の提供や健康に配慮したメニューの提供、「食」に関する情報や知識の提供などを通じて、食育の推進に取り組むことが期待されます。

【行政の役割】

食育推進運動に取り組むためには、食育関係者相互の情報共有と連携を図り、教育、健康、福祉、産業、環境などそれぞれの分野における施策を総合的、計画的に進めるとともに、食育を推進する取組を支援します。

II 食育推進体制



III 計画の進行管理・公表

本計画の進行管理にあたっては、施策を効果的・効率的に推進し事業などの達成状況を客観的に把握・評価するとともに、札幌市食育推進会議において審議します。

また、本計画の進捗状況や施策の実施状況については、毎年公表します。

IV 計画の見直し

本計画の目標年次である令和9年度までに、社会情勢の変化や計画の進捗状況などにより本計画の見直しが必要な場合、札幌市食育推進会議の意見を踏まえ、必要な措置を講じます。

資料編 I 関係団体の取組

7ページ分(P84-90)

II 札幌市食育サポート企業等一覧

(1) 札幌市公式ホームページ(食育サポート企業等)

札幌市食育サポート企業等

検索

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/syokuiku/s03support00.html>



(2) 札幌市公式ホームページ(栄養成分表示の店)

札幌市栄養成分表示の店

検索

https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f2syokuhin/f29_list00.html



III 計画策定について

(1) 第4次札幌市食育推進計画策定検討経過

開催日	会議・内容等
令和4年3月	令和3年度第2回札幌市食育推進会議(諮問) ●第4次札幌市食育推進計画 骨子
令和4年10月	令和4年度第1回札幌市食育推進会議
令和5年5月	関係課長会議 ●第4次札幌市食育推進計画(案)について
令和5年6月12日	令和5年度第1回札幌市食育推進会議 ●前計画の取組と評価、施策の体系と展開、計画の推進にあたっての指標
令和5年7月11日	令和5年度第2回札幌市食育推進会議 ●第4次札幌市食育推進計画答申案
令和5年7月28日	第4次札幌市食育推進計画 答申書手交
令和5年8月10日	関係課長会議 ●第4次札幌市食育推進計画(案)について
令和5年8月28日	関係部長会議兼企画調整会議幹事会 ●第4次札幌市食育推進計画(案)について
令和5年9月12日	企画調整会議 ●第4次札幌市食育推進計画(案)について
令和5年10月〇日～11月〇日	市民意見募集(パブリックコメントの実施)
令和5年12月	パブリックコメント結果の公表
令和5年12月	計画公表

(2) 札幌市食育推進会議 委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	所 属
五十嵐 佳 織	札幌市PTA協議会 副会長
石 塚 祐 江	札幌市環境アドバイザー
市 野 美砂子	札幌市食生活改善推進員協議会 顧問
植 田 ゆかり	市民委員
大 江 廣 嗣	札幌市調理師団体連合会 専務理事
太 田 真 理	一般社団法人札幌市私立幼稚園連合会 副会長
岡 村 暁 子	一般社団法人札幌市医師会会員(医療法人社団うめつ小児科 理事長・院長)
片 貝 太	一般社団法人札幌市中央卸売市場協会 代表専務理事
軽 部 幹 夫	札幌市農業振興協議会 会長
菊 地 和 美	【札幌市食育推進会議会長】藤女子大学 人間生活学部 食物栄養学科 教授
玉 生 澄 絵	日本チェーンストア協会北海道支部 事務局長
當 山 悟	一般社団法人札幌歯科医師会 理事
中 岡 智	一般社団法人札幌市食品衛生協会 副会長
中 川 幸 恵	公益社団法人北海道栄養士会 会長
永 嶋 猛	公益社団法人札幌消費者協会 理事
丹 羽 俊	【札幌市食育推進会議会長 職務代理者】北海道技術・家庭科教育研究会
波 田 大 専	市民委員
平 井 正 憲	札幌市小学校長会 保健体育部(市立東札幌小学校長)
水 岡 路 代	一般社団法人札幌市私立保育連盟 副会長
山 口 伸 矢	公益社団法人全国調理師養成施設協会北海道地区協議会 代表幹事
山 田 浩 富	札幌市立高等学校・特別支援学校校長会(市立北翔支援学校長)

(令和5年7月31日現在)

(3) 札幌市食育推進会議条例

平成19年3月8日

条例第5号

(設置)

第1条 食育基本法(平成17年法律第63号。以下「法」という。)第33条第1項の規定に基づき、札幌市食育推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関して、重要事項を審議し、及び施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 食育の推進に関係する団体の役員又は職員
- (3) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、推進会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、第3条第2項各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

(会長)

第6条 推進会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

(部会)

第9条 推進会議は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから会長の指名する者をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「推進会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、保健福祉局において行う。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

IV パブリックコメント手続き

(1) 意見募集実施の概要

① 意見募集期間

令和5年10月〇日(〇)～令和5年11月〇日(〇)

② 意見提出方法

郵送、FAX、Eメール、ホームページ上の意見募集フォーム、持参

③ 資料の配布・閲覧場所

- 市役所本庁舎市政刊行物コーナー
- 子育て支援総合センター
- 札幌市保健所健康企画課
- 札幌市立各小・中・高・特別支援学校
- 各区役所(総務企画課広聴係)
- 札幌市内児童会館
- 各区保健センター
- 札幌市ホームページ
- 各まちづくりセンター健康づくりセンター

(2) 意見募集の結果

① 意見提出者数・意見件数

ア パブリックコメント(大人の意見) ●名、●件

イ キッズコメント(子どもの意見) ●名、●件

④ 年代・提出方法別内訳

項目	年代	総数	郵送	FAX	Eメール	持参
大人の意見	10歳代					
	20歳代					
	30歳代					
	40歳代					
	50歳代					
	60歳代					
	70歳代					
	80歳代以上※					
	小計					
子どもの意見	小学5年生					
	小学6年生					
	中学1年生					
	中学2年生					
	中学3年生					
	小計					
総計						

③ 意見内容別内訳

項目	件数			構成比
	大人	子ども	計	
計画全体				
第1章 計画の策定にあたって				
第2章 基本理念と基本目標				
第3章 施策の体系と展開				
第4章 計画の推進				
第5章 第3次札幌市食育推進計画の取組と評価				
その他				
合 計				100%

④ 意見募集の結果

札幌市公式ホームページで、意見概要及び回答(考え方)を公表

V 用語解説

あ

*新しい生活様式

厚生労働省が公表した飛沫感染や接触感染、近距離での会話への対策など、新型コロナウイルス感染防止対策を日常生活に取り入れた行動指針のこと。

え

*栄養教諭

栄養士や管理栄養士の資格を持つ教育職員。栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行う。栄養教諭制度(栄養教諭普通免許状(専修、一種、二種)を新設)は、平成16年に創設され、平成17年度から施行された。

*栄養成分表示

平成27年に食品表示法が施行され、令和2年度から消費者に販売される加工食品等において、栄養成分表示が義務付けられた。

*栄養の日・栄養週間

(公社)日本栄養士会が2017年から8月4日を「栄養の日」、8月1日から7日を「栄養週間」として定め、「栄養を楽しむ」生活を応援する日としている。札幌市は、毎月4日を「栄養の日」と定め、食生活を振り返る日とします。

*エコクッキング

「買い物」、「料理」、「片付け」の一連の流れを通して環境に配慮した食生活を提唱するもの。

札幌市では、調理や後片付けの時にできるだけ捨てるものを少なくし、排水を汚さないようにするなど、環境の負担を少なくした料理を奨励している。

*SNS(エス・エヌ・エス)

ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。

か

*環境への負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。「環境基本法」では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

*管理栄養士・栄養士

管理栄養士とは、栄養士法に基づき、栄養士の中で国家試験により厚生労働大臣の免許を受けて管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のための栄養の維持、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導などを行う人のこと。

栄養士とは、栄養士法に基づき養成施設を卒業後、都道府県知事の免許を受けて栄養士の名称を用いて栄養指導に従事する人のこと。

き

*キッチンメール

保健所が毎年発行する食品衛生に関する情報誌。

*給食試食会

保護者や地域住民を対象とした学校給食を試食する会のこと。保護者や地域住民が、日ごろ、子どもが食べている学校給食の量や味を体感し、準備から片付けまでの流れを知るとともに学校給食に理解を深めることを目的に実施している。また、学校での食指導について、栄養教諭等から保護者等へ直接説明し、子どもの健やかな成長や家族等を含めた健康の維持、増進のため、家庭や地域における栄養バランスの良い食生活や地産地消等の食の大切さやについて話し合い、健康的な生活の実践について促すことを目指している。

け

*健康寿命

厚生労働省の定義では、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」となっており、介護や支援などを受けずに、自立して日常生活を送ることができる期間のこと。

こ

*子ども学習農園

子どもたちが農作物を育て、調理し食べる体験を通じて農業を学ぶことができる。

*子ども食堂

地域の子どもの居場所として、子どものために無料又は低額で食事の提供を行う活動。

*子ども向け手洗い・うがいソング

「しろくま忍者の手あらいソング」。食中毒・感染症の予防と食育の推進のため、小さいうちから生活習慣として正しい手洗いの方法を身につけてもらうことを目的に制作した、札幌市オリジナルの手洗い啓発ソング。

さ

*さっぽろ学校給食フードリサイクル

学校給食を作る過程で発生する調理くずや残食などの生ごみをたい肥化し、そのたい肥を利用して作物を栽培し、その作物を学校給食の食材に用いて子どもたちが食するという食物の循環の取組。平成18年度から取り組んでいる。

単に学校給食の調理くずや残食のリサイクルだけではなく学習教材として活用し、食や環境を考え、ものを大切にすることを育てることを目指している。

*さっぽろ子どもGメン体験事業

子どもに中央卸売市場などでの体験を通して食の安全に関する正しい知識を学んでもらう事業。

*札幌市お弁当プロジェクト

平成27年度から中・高校生を対象にお弁当レシピコンテストを実施し、入選作品のレシピ集を作成し、バランスの良い食事の普及啓発に取り組んでいる。

*札幌市高校生のための食生活指針

高校生のための札幌市オリジナルの食生活指針。高校生の「今の自分」と「未来の自分」が健やかなものであるよう、札幌市の若い世代の食の実態を踏まえた、健康づくりのための指針。

*札幌市高齢者のための食生活指針

高齢者のための札幌市オリジナルの食生活指針。市民健康・栄養調査などを踏まえ、栄養・食生活分野における8項目で構

成される基本的な指針。

***さっぽろ食スタイル**

北海道の豊かな食材を使用してバランスのとれた食事をし、さらに買い物から保存、調理方法や後片付けまで、環境に配慮した食生活のこと。

***札幌市食育サポート企業等**

地域、食育ボランティア、各種団体、行政等の活動を支援する企業等や、食品情報提供、栄養表示、食品衛生、環境に配慮するなど、自ら食育活動を行う企業等のこと。

***札幌市食生活指針**

市民健康・栄養調査などを踏まえた健康づくりのための札幌市オリジナルの食生活指針。

***「さっぽろ食の安全・安心おもてなしの店」推進事業**

食の安全・安心に取り組んでいる食品衛生優良施設を対象に、「栄養成分表示」、「禁煙」、「アレルギー表示」、「外国語メニュー」、「さっぽろ HACCP 認証」等の、さらに進んだ取組を実施しているお店を「食の安全・安心おもてなしの店」として登録している。

***さっぽろ食の安全・安心市民交流事業**

市民が事業者や生産者の食の安全・安心への取組を現地で実際に見て、事業者や生産者と直接意見交換することで、「事業者・生産者」と「市民」の相互理解を図り、また、食の安全について正しい知識と理解を深め、さらに食に対する信頼感を高めてもらうことを目的とした事業。

***さっぽろ食の安全・安心推進協定**

札幌市と食品事業者、食品関連団体は、「安全・安心なまち・さっぽろ」を目指し、今まで以上により一層、食の安全の確保と消費者への信頼性の向上に向けて連携・協働して取り組むことを目的として、締結している。

***さっぽろ食の安全・安心モニター**

市民モニターが食品の表示や利用した店舗の衛生状態などについて調査・報告を行っている。

***さっぽろ農学校**

農業に関心ある市民を対象に、新たな担い手となる農業者や農業応援団として育成するため、平成 13 年度から市民農業講座「さっぽろ農学校」を開講し、農業知識や技術が習得できる機会を提供している。

***さとらんど**

土、緑、動物たちと触れ合いながら農業を学び、体験できる札幌市の農業体験交流施設。

し

***主食・主菜・副菜**

主食は、ごはん、めん、パンなどの穀物を主な材料にした料理。炭水化物を多く含み、エネルギーの元になる。

主菜は、魚、肉、卵、大豆・大豆製品を主な材料にした料理。たんぱく質や脂質を多く含む。

副菜は野菜、いも、きのこ・海藻類などを主な材料にした料理。様々なビタミン、鉄、カルシウム、食物繊維などを多く含む。

この3つを揃えることで、食事の栄養のバランスが整えることができる。

***小・中学校等**

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校のこと。

*食育基本法

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、食育を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成17年(2005年)7月15日に施行された法律。

*食育月間・食育の日

国が定めた「食育推進基本計画」により平成18年から始まったもので、毎年6月は「食育月間」、毎月19日は「食育の日」と定められている。食育月間では、国、地方公共団体、関係団体などが協力して、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の一層の浸透を図ることとされている。

*食育サポーター制度

食育の学習活動に対して援助・協力する「食育ボランティア(個人・団体)」及び食育活動を行う団体等に対して支援・協力したり、自ら食育活動を行う「食育サポート企業等」を市民に紹介し、食育の推進に役立てていただく制度。

*食育推進基本計画

食育基本法に基づき、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国の食育推進会議が作成し、施策についての基本的な方針や食育推進の目標等を定める国の計画。5年ごとに作成されている。

*食生活改善推進員

地域住民の食生活を改善するため、養成講座を受講し、食育の普及啓発活動を行うボランティア。保健センターで養成後、食生活改善推進員協議会に入会し、活動を行っている。

*食生活改善普及運動

厚生労働省では、毎年9月を「食生活改善普及運動」としている。健康日本21(第二次)における栄養・食生活の目標のうち、現状値が悪化傾向にあるもの、もしくは目標値との間に乖離があるものに対し、国民一人一人の改善が図られるよう、効果的な運動を全国的に展開することとされている。

*食品関連事業者

食品の製造・加工・卸売・小売等の事業者(食品メーカー、百貨店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、八百屋、魚屋など)や、食事を提供する事業者(食堂、レストランなど)のこと。

*食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品(手つかず食品、食べ残し)のこと。我が国では、推計で年間約523万トンに上る「食品ロス」が発生している(農林水産省及び環境省「令和3年度推計」)。

せ

*生活習慣病

食生活・運動習慣・休養・喫煙・飲酒などの生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患の総称。がん・高血圧・糖尿病・脂質異常症、循環器病などをいう。

ち

*地産地消

地元で生産された農林水産物を地元で消費すること。

て

***低栄養**

健康的に生きるために必要な量の栄養素が摂れていない状態。その中でも特に、たんぱく質とエネルギーが十分に取れていない状態のことを「たんぱく質・エネルギーの欠乏(症)」といい、血清のアルブミン値が一定以下になっているか、また体重がどれくらいの割合で減少しているかといったことから判断される。

***適正体重**

体重は、ライフステージをとおして、日本人の主要な生活習慣病や健康状態との関連が強く、肥満は、がん、循環器疾患、糖尿病等の生活習慣病と関連があり、若年女性のやせは、骨量減少、低出生体重児出産のリスク等と関連があることが明らかになっている。肥満度: BMI を用いて判定する。

と

***特定給食施設**

特定かつ多数の者に対して、継続的に食事を供給する施設のうち、栄養管理が必要な施設として、継続的に1回 100 食以上または1日 250 食以上の食事を供給する施設をいう。

に

***日本型食生活**

主食・主菜・副菜に加え、適度に牛乳・乳製品や果物が加わった、バランスのとれた食事のこと。

の

***農体験リーダー**

一定の農業技術や知識を習得した市民等を、札幌市長が認定し、市内小中学校の「総合的な学習の時間」やクラブ活動等の課外活動等に派遣している。

は

***早寝早起き朝ごはん運動**

子どもの生活習慣の乱れが学習意欲、体力、気力の低下の要因の一つとして指摘される中、子どもたちの基本的な生活習慣を確立させ、生活リズムの向上を図るための取組を推進するため、文部科学省が提唱した運動。

ひ

***BMI(ビー・エム・アイ)**

ボディ・マス指数(Body Mass Index)の略で、体重と身長から算出される「肥満度」を示す体格指数。

BMI = 体重(kg) ÷ (身長(m))² によって算出される。

ふ

***フレイル**

健康な状態と介護が必要な状態の中間の状態を指す。適切な支援等により、生活機能の維持向上が可能な状態。

ほ

*北海道型食生活

日本型食生活を基本に北海道産食材を積極的に献立に取り入れた食生活で、ご飯を中心に、主菜や副菜に魚介、肉、卵、野菜、大豆・大豆製品、海藻、乳製品、果物などがバランス良く加わった、健康的で豊かな食生活のこと。

ま

*本気(まじ)めしプロジェクト

若い世代を対象に、朝食摂取及び野菜摂取についての意識の変容につなげるための事業。全区で実施している。

*マタニティ教室

初めてお母さん・お父さんになる方を対象に、妊娠中の生活に関する講話等を行っています。

も

*もったいない運動

食育の観点から、資源の有効活用、ゴミを減らすなど、環境に配慮した活動をしている飲食店を「もったいない運動参加店」として紹介している。

や

*野菜摂取強化月間・野菜の日

札幌市では、市民の野菜摂取量の増加を図ることを目的とし、平成16年度から8月を野菜摂取強化月間と定め、関係機関と連携し啓発事業を実施している。また、平成18年度からは「毎月1日は、野菜の日」と定めた。なお、1983年には全国青果物商業協同組合連合会など9つの関係団体が8月31日を野菜の日に制定している。

ゆ

*ユネスコ無形文化遺産

2006年に発効した国連教育科学文化機関(ユネスコ)の無形文化遺産保護条約に基づき、人から人へと継承される芸能や祭礼、伝統工芸などを対象に登録される。2013年に「和食」が登録されている。

よ

*要介護

介護保険制度では、寝たきり等で常時介護を必要とする状態(要介護状態)、家事や身支度の日常生活に支援が必要になった状態(要支援状態)に大きく分けられる。

ら

*ライフステージ

人の一生における加齢にともなう変化を、いくつかの段階に区切って考える各段階のこと。

第4次札幌市食育推進計画では、乳幼児期は(0歳～)、学童期は(6歳頃～)、思春期(12歳頃～)、成年期(20歳頃～)、高齢期(65歳頃～)以上に区切っている。

り

*リサイクル(3R)

「3R」とは「ごみの減量」に欠かせない3つのキーワードの頭文字をとったもの。

1. Reduce(リデュース)…ごみの発生、資源の消費をもとから減らす
2. Reuse(リユース)…繰り返し使う
3. Recycle(リサイクル)…資源として再び利用

*離乳期講習会

離乳食の進め方や作り方などについての講習会。

ろ

*ローリングストック

普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法。